

## 1. はじめに

梁啓超というと、康有為と並び立憲国家建設を目指した「変法派」の中心人物と称される<sup>1)</sup>。「変法派」の定義については、小野川秀美氏が言われるように、「『変法』とはこれまでの清朝伝統の政治のやり方を変えること、つまり改革を意味しているが、この改革に民族革命という命題はなく、旧清朝を否定して新清朝を樹立し、清朝を近代的な立憲国家に立て直すことである<sup>2)</sup>。」とされる。これに対し菊池貴晴氏は、この「変法派」に属するとされる梁啓超について、「又密かに明夷待訪録、楊州十日記等の書を印し、加うるに案語を以って秘密に分布し、革命思想を伝播す<sup>3)</sup>。」といわれるように、1897年、湖南時務学堂の総教習を務めていた頃の梁啓超は、革命思想を伝播し、孫文でさえも疑わなかった程、革命的傾向を帯びていたと指摘される。

以上のように、小野川氏が終始立憲国家の建設を目指した団体を「変法派」と定義される一方で、その「変法派」の党员であった梁啓超については菊池氏は孫文派に近い存在であったとされている。このように梁啓超に対する評価がまちまちなのは、梁啓超の主張する「革命」の本質が明らかになっていないからと思われる。そこで本論では、梁啓超が主筆となって創刊された『清議報』『新民叢報』を手がかりに、梁啓超の主張した「革命論」の内容を明らかにし、梁啓超の目指した国家政体は何であったかを明らかにしたいと考える。

## 2. 1902年上半期までの国家政体論

梁啓超が目指した政治体制を探る上で重要と思われる主張が1897年10月6日、『時務報』第41冊の「論君政民政相嬭之理」に見られる。

(1)「博矣哉、《春秋》張三世之義也。治天下者有三世、一曰多君為政之世、二曰一君為政之世、三曰民為政之世。多君世之別又有二、一曰酋長之世、二曰封建及世卿之世。一君世之別又有二、一曰君主之世、二曰君民共主之世。民政世之別亦有二、一曰有總統之世、二曰無總統之世。多君者、据乱世之政也、一君者、升平世之政也、民者、太平世之政也。此三世六別者、与地球始有人類以来之年限有相關之理、未及其世、不能踐之、既及其世、不能闕之。」<sup>4)</sup>

(『春秋』の「張三世」の原理はなんとと広大ではないか。天下を統治する形態には三世の段階がある。第一に多君が政治を行う世、第二に一君が政治を行う世、第三に人民が政治を行う世である。多君の世には更に二世の別があり、第一に酋長の世、第二に封建及び世襲貴族の世である。一君の世にもまた二世の別があり、第一に君主の世、第二に君民共主の世である。民政の世にもまた二世の別があり、第一に總統のいる世、第二に總統なき世である。多君は拋乱世の政治、一君は升平世の政治、民は太平世の政治である。この三世六別は地球に人類が出現して以来の年数の長さに対応するものであり、まだその段階に達していないのにそこまでとびこえるこ

とはできないし、既にその段階に達すれば、無理にそれ以前の形態にとどめておくことはできないものである。)

このように梁啓超は社会が発展していく段階として、大きく分けて3段階(多君為政の世<拋乱世>・一君為政の世<升平世>・民為政の世<太平世>)、細かく分類すれば6段階(酋長の世・封建及び世襲貴族の世・君主の世・君民共主の世・総統のいる世・総統なき世)があると考えていることがわかる。これが梁啓超が考える最も基本的な政治体制の構図ともいえる「三世六別国家論」である。

では、当時の清朝がおかれている段階は、一体どの段階に相当するののかということになるが、それについては次のように主張している。

(2)「越二千年、直至我朝、定宗室自親王以下至奉恩將軍凡九等、功臣自一等以下至恩騎尉凡二十六等、悉用漢閩内侯之制、無分土、無分民、而封建之多君始廢。」<sup>5)</sup>

(二千年を経てわが清朝の代になって、やっと王族の親王以下奉恩將軍に至るまで九等を定め、功臣は一等公以下恩騎尉に至るまで二十六等を定め、すべて漢代の閩内侯の制度を用い、領地をわかたず、民をわかたなくなつて、はじめて封建の多君の世の制度が廢止された。)

(3)「嚴復曰、(中略)而專行君制之國、雖演之億萬年、不能由君而入民。」<sup>6)</sup>

(嚴復はいう。…君主專制の國では、幾万幾億年たつても、權力は君主から人民へと移ることはあり得ない。)

史料(2)にあるように、清代になって封建の多君の世の制度が廢止されたとあることから、清朝になってから多君為政の世を抜け出し、一君為政の世(君主の世)になったと考えている。しかし、梁啓超はこの「君主の世」に満足しているわけではない。史料(3)にあるように、嚴復の言を借りながら、当時の清朝がおかれている段階を「君主專制の國」とし、次段階の「民為政の世」への社会発展が望めないばかりか、社会の発展を妨害するものとして否定的に捉えているようである。

この清朝の現状、つまり君主專制政体を否定する考え方は、1898年、長沙時務学堂の総教習として活動していた頃にも引き継がれる。藤谷氏によれば、梁啓超は湖南巡撫陳寶箴に「政府に現在、[変革が]望むべくもなければ、望みを督撫州縣に致さざるを得ない。もし、一省、一府、一県の整頓ができれば、残りの省、府、県も万に一の望みがないというわけではない。」<sup>7)</sup>と言ひ、湖南自立論を提示しているようである。この湖南が自立自保するという考え方は、藤谷氏が言われるように、国の政治と地方の政治は質的に何ら変わりがないもので、量的な違いのみがあると考えていたからこそ発想できたものであろうが、このことから梁啓超は当時の清朝專制政体を完全に否定していたといえよう。

では「政府に現在望むべきものがない」という梁啓超は、清朝專制政体を否定し、それを打倒して新王朝の出現までも期待していたのであろうか?このことを検証するための史料として、1899年秋と1900年4月に梁啓超が孫文に宛てた手紙がある。先に1899年秋頃の梁啓超の手紙を見ることにする。

(4)「梁于是年十二月三十一日抵檀、持總理介紹書謁李昌・何寬・黃亮・鄧金・卓海・

鐘木賢諸人、頗受歡迎。梁是時有書致總理云、＜逸仙仁兄足下；弟于十二月三十一日抵檀、今已十日。此間同志大約皆已會見。李昌兄誠深沈可以共大事者。黃亮・卓海・何寬・李祿・鄧金、皆熱心人也。同人相見、皆問兄起居、備致殷勤、弟与李昌略述兄近日所布置各事、甚為欣慰。令兄在他埠、因此埠有疫症、彼此不許通往来、故至今尚未得見、然已彼此通信問候矣。弟此來不無從權**辦**理之事、但兄須諒弟所處之境遇、望勿怪之。要之、我輩既已訂交、他日共天下事、必無分岐之理。弟日夜無時不焦念此事、兄但以時日、弟必有調停之善法也。匆々白數語、余容統布。此請大安。一月十一日＞云云。梁復赴茂宜島訪孫德彰及總理母舅楊文炳。德彰招待優渥、且令其子昌執弟子禮。梁至檀數月、即提議組織保皇會、因對興中會員不易措辭、乃委稱名為保皇、實則革命。李昌等以彼為總理介紹、不知其詐、竟為所愚。于是興中會員多變為保皇會員、大勢為之一變。先是檀埠疫癘盛行、美国官吏縱火大焚疫區、以杜傳染、華人財產損失不貲、因而仇恨外人之觀念日熾。梁知人心可用、乃昌言惟保救光緒復辟、始能拒御外侮、僑商信之、捐助勤王軍餉者大不乏人。」<sup>8)</sup>

(梁啓超はこの年〔1899年〕の12月31日にハワイに到着し、總理(孫文)の紹介状を持って李昌・何寬・黃亮・鄧金・卓海・鐘木賢等の人に会い、頗る歓迎を受けた。梁啓超はこの時總理に手紙を出し、次のように言った。「逸仙様へ；弟(梁啓超)は12月31日にハワイに到着し、今既に10日たちました。この間同志とはほとんど皆会見しました。李昌兄は誠に思慮深い人で、大事を共に実行できる人です。黃亮・卓海・何寬・李祿・鄧金も皆熱心な人です。彼らは会うとあなたの生活状態を問い、誠に親切であります。弟与李昌があなたの近日手はずしたところの各事を述べると、皆甚だ喜んでおります。令兄(孫文の兄孫德彰)は他港にいましたが、この港(ハワイ)は疫病があったので接触は許されませんでした。だから今になっても尚、お会いできていません。しかし既に彼と手紙でご機嫌を伺っております。弟はこれ以来便宜的に処理しないわけにはいきませんので、あなたはぜひ弟のおかれた境遇を諒解していただき、これを怪しんだりしないで下さい。要するに我らは既に交際を結んでおり、他日天下のことを共にし、決して分裂する道理はありません。弟は日夜この事を苦慮しない時はありません。あなたはただ時間の余裕さえ持って下されば、弟には調停する良い方法があります。慌ただしく数語を述べましたが、後はいずれ申し上げます。1月11日」云々。

梁啓超は再びマウイ島に赴き孫德彰及び總理の母の兄楊文炳を訪ねた。德彰は手厚く招待し、且つその子昌に弟子の礼をとらせた。梁啓超はハワイに行つて数カ月、保皇会を組織化する提議をした。しかし、興中會員に対しての言葉づかいは変えなかつたので、そこで「名は保皇と称するも、実は革命なり。」と偽つた。李昌らは彼を總理に紹介したが、彼の偽りを知らなかつたので、ついには愚かな結果になつた。興中會員の多くが保皇會員に変わり、情勢が一変したのである。先にハワイの港で疫病が流行し、アメリカの役人が火を放つて大いに疫病区域を焼き、傳染を防ごうとしたので、華人の財産の損失は計算できないほどであつた。よつて外人を恨

む思いは日に日に大きくなっていった。梁啓超は人心を利用できると思ひ、惟これを救うには光緒帝を復辟させて、初めて外侮を防ぐことができると言った。僑商たちはこれを信じ、勤王のための軍資金を寄付する者は少なくはなかった。）

この史料から孫文は梁啓超を信じ、そのハワイ行きに際しても兄の孫徳彰や興中会の同志に紹介状を書き、ハワイの興中会員も梁啓超を信頼したようである。孫徳彰の如きは、梁啓超をその子昌の師として弟子の礼までとらせている程である。

また梁啓超の方も一旦訂交したからには絶対に分裂しない、裏切らないと孫文宛に手紙を送っているようである。菊池氏はこのような梁啓超の態度を「孫文でさえも疑わなかった程、梁啓超は革命的傾向を帯びていた」<sup>9)</sup>とされている。しかしこの史料を見ると、梁啓超は孫文を裏切らないという言葉とは裏腹に保皇会の組織化のために尽力し、ハワイ興中会員までも取り込もうとしたとある。また梁啓超の保皇会組織化という行為をきっかけに両者が分裂していく様子を示すものとして次の史料をあげておく。

- (5)「総理初聞梁専心組織保皇会、嘗馳書責其失信背約、梁竟無辞以答。及孫眉使其子昌随梁至日留学、総理唯有深悔無知人之明耳。甲辰（一九〇四年）春、総理自日本渡檀。時興中会員多已変節、存者寥寥可数。保皇会有機関新聞曰新中国報、主筆政者為前澳門知新報記者陳繼儼、攻撃革命、不遺余力。同時該埠有一旧式報館曰檀山新報、又号隆記報、為総理戚属程蔚南所主辦。総理感于勢孤寡助、乃自選論文、与陳繼儼大開筆戦、嘗為「駁保皇報」一文以警告保皇會員、並助程將隆記報重新改組、特函託余介紹中国報記者陳詩仲至檀担任筆政。」<sup>10)</sup>

（総理（孫文）は梁啓超が保皇会の組織化に専念していることを初めて聞き、至急書面を出し、約束に背き信用をなくしたと責めるが、梁啓超には結局答える言葉もなかった。孫眉がその子昌を梁啓超に随行させて日本に留学させたので、総理はただ人を洞察する力がなかったことを深く後悔した。甲辰の年（1904年）春、総理は日本よりハワイに渡る。この時には興中会員の多くが既に寝返っており、（興中会に）残った者は数えるほどのわずかであった。保皇会には機関新聞があり、『新中国報』といい、主筆は以前マカオの知新報の記者だった陳繼儼であり、革命を攻撃することに全力を注いでいた。同じ時期にハワイで旧式の新聞社があり、「檀山新報」別名「隆記報」といった。総理の親族の程蔚南が主催していた。総理は勢力がなく援助もないのを感じており、自ら論文を選び取り、陳繼儼と大いに論戦を始めた。「駁保皇報」なる一文をなし、保皇會員に警告し、並びに程蔚南を助け、隆記報を改組するために特に手紙を書いて中国報の記者陳詩仲を紹介し、ハワイに来て主筆を担当することを頼んだ。）

これを見ると梁啓超を信用しハワイ興中会に紹介状まで書いた孫文ではあったが、実際梁啓超がハワイで保皇会の組織に尽力していたことを聞くと、「約束に背き、信用をなくした」と責めているのがわかる。また、梁啓超がハワイで保皇会を組織して約5年たった1904年、孫文がハワイに赴くと興中会員だったものの大半が保皇会員に変わっている状況に孫文は憤りを覚えたのか、「駁保皇報」という文章を発表し完全に保皇派と対立する姿勢を見せている。ということは梁啓超の行った保皇会の組織化という行動

は、孫文にとって不本意なことであったことは明白であろう。従って、両者は1900年の時期、共に「革命」ということで表面的には提携していたとはいえ、その目指していたもの、換言すれば両者にとって「革命」の意味するところは異なっていたと考えられるのである。

では、梁啓超が行おうとしていた「革命」とは一体何を指すものであろうか？これを探るために、梁啓超が孫文に宛てたもう一つの手紙である、1900年4月28日付けの手紙を見ることにする。

(6)「夫倒満州以興民政、公義也。而借勤王以興民政、則今日之時勢最相宜者也。古人曰、“雖有智慧、不如乘勢。”弟以為宜稍變通矣。草創既定、舉皇上為總統、兩者兼全、成事正易、豈不甚善？何必故劃鴻溝、使彼此永遠不相合哉？弟甚敬兄之志、愛兄之才、故不惜更進一言、幸垂採之。」<sup>11)</sup>

(夫れ満州を倒し民政を興すことをもって公義とするのである。勤王を借りて民政を興せば、則ち今日の時勢に最も善いものである。古人は「智慧が有っても機に乗ずるに如かず」といいました。私も情勢に応じて臨機応変にするのがよいと思います。基礎が定まれば皇帝を挙げて總統とし、この二つの性格が備われば、事を成功させるのは簡単である。どうして善くないことがあろうか？どうして古くから溝ができていても、その二つが永遠に合体することがないといえましょうか？私は非常にあなたの志を敬っており、あなたの才能を慕っています。だから惜しむことなく更に一言いいましたが、これをくんで下されば幸いです。)

この史料から梁啓超はこの1900年の時期にはやはり満州政府（専制政体）を良いとは思っておらず、むしろ打倒することを望んでいるようである。一方、孫文にとってこの時期は、1894年11月24日、ハワイのホノルルで興中会を組織して以来、「韃虜を駆逐し、中国を恢復し、合衆政府を創立する」を宗旨として1895年10月には広州起義を、そして1900年10月には惠州起義をおこして、清朝の打倒、共和制の樹立を常にねらっていた時期にあたる<sup>12)</sup>。従って梁啓超と孫文が1900年の頃にしきりに交流していたのは、両者の考えが現状の清朝政治体制を崩すという点で一致していたためであると思われる。しかし、梁啓超は史料(4)(6)から「光緒帝を復辟させて外侮を防ぐ」「勤王を借りて民政をおこす」「皇帝を挙げて總統とする」ことを孫文に進言していることから、一貫して光緒帝を中心とした政治体制を築くという政策をいっこうに崩そうとはしていないので、ここに両者の提携の限界点があったのである。

やがて「三世六別国家論」を基調とした政治体制発展論を主張してきた梁啓超に転機がおとずれる。1901年6月7日、『清議報』第81冊の中において発表された「立憲法議」なる論文である。これは当時の梁啓超が目指していた政治体制の発展過程を探る上で非常に重要な史料と思われるので以下に挙げることにする。

(7)「有土地、人民立于大地者謂之國。世界之國有二種；一曰君主之國、二曰民主之國。設制度、施号令以治其土地、人民謂之政。世界之政有二種；一曰有憲法之政（亦名立憲之政）、二曰無憲法之政（亦名專制之政）。採一定之政治以治國民謂之政體。世界之政體有三種；一曰君主專制政體、二曰君主立憲政體、三曰民主立憲政體。今

日全地球号称強国者十数、除俄羅斯為君主專制政体、美利堅・法蘭西為民主立憲政体外、自余各国則皆君主立憲政体也。君主立憲者、政体之最良者也。民主立憲政体、其施政之方略、變易太数、選挙總統時、競争太烈、于国家幸福、未嘗不間有阻力。君主專制政体、朝廷之視民如草芥、而其防之如盜賊；民之畏朝廷如獄吏、而其嫉之如仇讐。故其民極苦、而其君与大臣亦極危、如彼俄羅斯者、雖有虎狼之威于一時、而其國中實 杌隉 而不可終日也。是故君主立憲者、政体之最良者也。地球各国既行之而有効、而按之中国歷古之風俗与今日之時勢、又採之而無弊者也。（三種政体、旧訳為君主・民主・君民共主。名義不合、故更定今名。）」<sup>13)</sup>

(土地が有り、人民が大地の上に立って国といえる。世界の国には二種類ある。；一は君主の国で二は民主の国である。制度を設け、号令を出してその土地・人民を治めて政治と言え。世界の政治には二種類ある。；一は憲法の政治（別称立憲の政）で、二は無憲法の政治（別称専制の政）である。一定の政治をとり、国民を治めて政体と言え。世界の政体には三種ある。；一は君主專制政体、二は君主立憲政体、三は民主立憲政体である。今日全地球上で強国と称するものは十数で、ロシアの君主專制政体、アメリカ・フランスの民主立憲政体を除いて、残りの各国は皆君主立憲政体である。君主立憲は、政体の最良なるものである。民主立憲政体では、政治方針が変わることがとても多く、總統を選挙するときの競争はとても熾烈であり、未だ嘗て国家の幸福を妨害することがないことはなかった。君主專制政体では、朝廷が民を草や芥のように視、民を盜賊のように防いできた。民は朝廷を獄吏（刑務所の役人）のように畏れ、朝廷を仇敵のように恨んでいる。だから民は極めて苦しみ、君と大臣もまた極めて危険な状態にある。ロシアの如きは一時虎狼の威勢があったとはいえ、国中には実に不安があり、それは途切れることがない。だから君主立憲は政体の最良なるものである。地球上の各国は既にこれを行ひ効果をあげている。中国の古来の風俗と今日の時勢とを勘案すれば、これを採用しても弊害はないのである。〈三種の政体は昔君主・民主・君民共主と訳した。しかし名称と意味が合わなくなったため、現代の名称に修正する。〉)

これを見るとまず世界の政体には3種類あるとして「君主專制政体」「君主立憲政体」「民主立憲政体」を挙げている。中でも君主立憲政体は政体の最良なるものとして評価しているのがわかる。さらに残った2つの政体についてであるが、民主立憲政体では政策が変わりやすく、また總統選挙の際には争いがとても熾烈であるため国家の幸福を妨害するものとして否定している。また、君主專制政体については朝廷は民衆を草や芥の如く扱い、民衆は朝廷を獄吏のように畏れ、国中に不安が蔓延しているものとして特に否定している。

以上から、梁啓超の考えている政治政体の發展構想はより詳細になっていることに気づく。梁啓超は1897年10月6日の「論君政民政相 嬗 之理」の中で構想していた政治政体發展論は【君主の世】⇒【君民共主の世】⇒【總統のいる世】という、いわば抽象的な表現でしかなかった。しかし1901年6月7日の「立憲法議」の段階になって【君主專制政体】⇒【君主立憲政体】⇒【民主立憲政体】という、より具体的な政治政体發展論

を提示している。また、これらの政体は【君主の世】＝【君主専制政体】、【君民共主の世】＝【君主立憲政体】、【総統のいる世】＝【民主立憲政体】というようにそれぞれが対応しており、君主立憲政体が最良なるものと主張している。ただ、1897年より依然として当時の清朝がおかれている政体（君主専制政体）より脱却しようとする姿勢は変わっていないことは確認しておかなければならない。従って1901年6月の段階で梁啓超は「三世六別国家論」からより具体的な政治政体発展論に深化させ、その構想の中で目指すべき政体を「君主立憲国家論」として明確に提示したものとえよう。

「君主立憲国家論」を提示した梁啓超は、その後積極的に君主立憲政体を実現させるための具体案をさらに提示していくことになる。1902年5月8日、5月22日付けの『新民叢報』7号・8号における「新民説一論自由一」を見ても、中国にとって最も必要なものは参政権問題と民族建国問題であると主張している。民衆が政府と参政権について争うということは、梁啓超の脳裏には民衆の手によって議員を選出し議会を創設し、そこで定められた法（憲法）によって民衆の権利を守ろうという考えであったと予想される。また1901年6月7日の「立憲法議」においても立憲に移行するための手順を克明に著しているという木原勝治氏の指摘<sup>14)</sup>とあわせて考えると、1902年5月段階の梁啓超は君主立憲制を実現するために、民衆の参政権など具体的な方策を示している時期といえよう。

### 3、1902年以後の国家政体論

1897年10月の「論君政民政相嬗之理」、また1900年4月に孫文に出した手紙の中で、梁啓超は目指す政治政体を「民為政」「民政」と主張し、抽象的表現にとどまっていた。しかし1901年6月の「立憲法議」の中で、梁啓超は従来の「三世六別国家論」をさらに深化させ、さらに最良の政治政体を「君主立憲政体」と明確に提示した。また「論自由」の中では民衆の参政権を説くなど、政体を君主立憲政体に移行するための具体案を矢継ぎ早に打ち出していることから、1902年5月までの梁啓超は急進的に君主立憲政体の実現を目指していたといえる。しかし、1902年5月までの梁啓超は当時の中国、つまり君主専制政体から脱出し、君主立憲政体に移行することを「革命」と捉えており、一貫して光緒帝を中心とした政治体制を望んでいたことは上述の通りである。

しかし、「君主立憲政体」を最良の政体とした梁啓超ではあったが、1902年10月に発表される「新中国未来記」<sup>15)</sup>にはこれまでの梁啓超には見られない主張がなされている。

(8)「至說到專制政治、這是中国数千年來積痼、欲不能把這些怨毒尽歸在一姓一人、我想我中国今日若是能 設 一步升到民主的地位便罷、若還不能、這個君位總要一個人坐鎮的。」<sup>16)</sup>

(專制政治をいうに、これは中国数千年來の陋習であり、これらの害毒の責任を一人ひとりに帰することができない。私が思うに中国がもし民主の地位に発達することができたならば、[專制政治を]やめることができるが、もし不可能ならば、君位が一個人に帰し、国を治めるべきである。)

(9)「群学上定例必須經過一層干涉政策、纔能進到自由政策。」<sup>17)</sup>

(社会学上では決まって必ず干渉政策を経過しなければならず、それで初めて自由政策に進むことができるとなっている。)

(10)「欧州自從法国哥巴、英国克林威爾主政以来、大行保護干渉之政、各国政治家跟著他学、都説這是強国的第一手段、到了後來連民間甚麼事業都干渉到了。」<sup>18)</sup>

(ヨーロッパではフランスのコルベール、イギリスのクロムウェルが政治を主宰して以来、大いに保護干渉政治が行なわれ、各国の政治家は彼らの学に従い、これ〔保護干渉政策〕が強国の第一手段であり、後々には民間のどんな小さな事業でさえすべて干渉するに到ったと言われている。)

史料(8)より、梁啓超は現状の君主専制政体については、依然として「陋習」と判断していたが、当時の中国が民主の地位に達していないため必要であると考えていたことが注目される。史料(10)では、政府が民間のあらゆる事業にも干渉していくことを「保護干渉政策」と称し、この保護干渉政策は強国になる第一手段であると考えている。また史料(9)で、社会が発展するには必ず干渉政策を経過すると言っていることから、梁啓超はこの保護干渉政策は何も西洋諸国に限ったことではなく、中国においても政体を君主立憲政体へ発展させるためなら必要なものであると説いているのである。従って以上から「新中国未来記」において、梁啓超はこれまでの考え方にはなかった「君主専制政体」を「必要悪」的なものとして容認する発言をしていることになる。ではなぜ打倒すべきものとして捉え続けてきた君主専制政体を容認し、保護干渉政策を行おうとしたのか？これを解くキーワードが以下にあげる「統一秩序」である。

(11)「所以當那破壞建設過渡時代、最要緊的是統一秩序、」<sup>19)</sup>

(〔現在は〕破壊から建設への過渡期であり、最も大切なのは秩序の統一である。)

梁啓超が「秩序の統一」に重きをおいたのは、当時の社会情勢が関係しているものと思われる。1902年の時期というと、辛丑条約が結ばれ、列強が中国各地を租借地としたため、国土が次々に分割されていく状況であった。このような緊迫した時期に過激な変革を行い中国国内を混乱させることは、列強に隙を与えることになり、列強の中国侵入を簡単に許す結果となってしまう。そこで梁啓超は「秩序の統一」を前面に押し出し、国内の混乱を避けることが外国の侵入を防ぐ上で最も重要なことであったと考えた結果、この主張がなされたのではないかと思われる。

この過激な変革を避けようとする梁啓超の考えをうかがえる史料は他にもある。1902年12月14日に発表された「釋革」なる論文である。

(12)「〈革〉也者、含有英語之Reform與Revolution之二義。Reform者、因其所固有而損益之以遷於善、…Revolution者、若轉輪然、從根柢處掀翻之。而別造一新世界、如法国1789年之Revolution是也。日本人譯之曰革命、革命二字非確譯也。〈革命〉之名詞始見於中国者、其在易曰、湯武革命、順乎天而應乎人、其在書曰、革殷受命、皆指王朝易姓而言、是不足以當Revolution之意也。」<sup>20)</sup>

(「革」には英語のReformとRevolutionの2つの意味がある。Reformは、もともと存在しているものであるが、それを増減して善に変えることである。…Revolutionは、車輪のようなもので、根底からひっくり返さなければならないものであり、別



の新世界を造ることである。フランスの1789年のRevolutionがこれである。日本人はRevolutionを「革命」と訳すが、「革命」の二字は適訳ではない。「革命」という名詞を中国で初めてみえたのは『易経』であり、(夏の桀王を倒し殷の君主となった)湯武の革命は、天の理に従い人心に従ったといっている。『書経』においては殷を変えるのに天命を受けたといっている。これらは皆王朝の姓を易えることをいい、Revolutionの意味にはならないのである。)

- (13)「其事物本善而體未完法未備、或行之久而失其本真、或經驗少而未甚發達、若此者利用Reform。其事物本不善、有害於群、有害於化、非芟弗蕪崇之、則不足以絕其患、非改絃更張之、則不足以致其理、若是者利用Revolution。此二者皆大《易》所謂革之時義也。其前者吾欲字之曰改革、其後者吾欲字之曰變革。」<sup>21)</sup>

(事物の本質はよいが体制も整わず法律も備わっていないときや、或いはこれを実行して長く時がたち本質を失っている場合や、経験が少なくあまり発達していない時にはReformを利用すべきだ。事物の本質が良くなく、群衆に有害で、変化を妨害し、またこれを取り除かず、取り集めたならば、その禍は消えることはない。そして体制や法律を改正しなければ、その道理に到達することができない時には、Revolutionを利用すべきだ。この二つはどちらも『易経』でいう「革」の時義である。前者を私は改革という字にあて、後者を變革という字にあてたいと思う。)

- (14)「其所謂變革云者、英語Revolution之義也。」<sup>22)</sup>

(いわゆる變革が英語Revolutionの意味である。)

- (15)「Revolution之事業即日人所謂革命今我所謂變革為今日救中国獨一無二之法門。」<sup>23)</sup>

(Revolutionの事業<日本人のいう革命、私のいう變革>は今日の中国を救う唯一の方法である。)

- (16)「淘汰復有二種曰<天然淘汰>曰<人事淘汰>。天然淘汰者、以始終不適之故、為外風潮所旋擊、自漸自斃而莫能救者也。人事淘汰者、深察我之有不適焉者、從而易之使底於適、而因以自存者也。…中略…人事淘汰即革之義也。」<sup>24)</sup>

(淘汰もまた二種類あって「天然淘汰」と「人事淘汰」である。天然淘汰は、終始不適なので、外の風潮の攻撃を受け、自滅し救いようのない場合である。人事淘汰は自分の不適を深く察し、これを適に易え、自存していく場合である。…中略…人事淘汰が「革」の意味である。)

史料(12)(13)から梁啓超は「革」には2つの意味があるという。1つはReform (改革) であり、もう1つはRevolution (變革) であるが、梁啓超自身が唱える「革」の意味としては、この變革 (=Revolution) の方であると(14)で断言している。したがって梁啓超は「革」=「變革」と断言し、變革とは本質が不善なものを根底からひっくり返そうとすることと定義付けしていることから、当時の清朝専制政体を不善であると、根底からひっくり返し、立憲政体へ移行することを望んでいることはいかたがえるのである。しかし、政体を移行する方法としてあげているのが史料(16)にあるように、「人事淘汰」というものである。人事淘汰とは、もし社会に適當でないものがあればその部分だけを適當なものへと易えてゆけば、大變革を行わなくとも自存できるという考え方である。つま

り、中国を救う唯一の道（＝「革」）がこの人事淘汰であるといっていることから、梁啓超は急進的な変革を行うのではなく人事淘汰という漸進的な変革によってのみ中国は自存できると考えていたことになる。よってここにもこの時期、常に列強の動きに対し気を配り、国内の混乱を抑えようとする梁啓超の姿がうかがえるのである。さらに「革」の意味について史料(12)より、易姓革命は「革」（＝変革）の意味にはならないと断言したことは、易姓革命によらなくても社会変革を行うことは可能であることを主張したことになり、梁啓超の暴力革命を否定する精神が明確な形となって表れたことを意味しているものと思われる。

そして1903年10月4日、11月2日に連載された「新民説一論私徳一」には、「故一切破壊之言、流弊千百、而収效卒不得一也。<sup>25)</sup>」（だから一切破壊を言うことは、千百の悪習を流すことであり、効果を収めることは全くないのである。）と言うように、梁啓超は「一切破壊」を否定している。梁啓超は同じ時期に「暴力を伴わぬ限りにおいては史学革命、詩界革命、文学界革命、小説界革命など相当広範囲の革命は認めていた」<sup>26)</sup>という佐藤震二氏の指摘とあわせて考えると、おそらく「一切破壊」とは暴力を伴う革命（＝暴動）であったと思われる。従って、1903年10月の段階において梁啓超は、国内に混乱を呼ぶような急激な変革を行うよりも、清朝専制政体を容認し、秩序が保たれた平和的状態をつくり、漸進的に君主立憲政体を目指すことがこの時期には最良であると判断していたといえよう。

#### 4. おわりに

梁啓超は1897年10月6日付けの「論君政民政相嬗之理」の中で「三世六別国家論」を提示し、政体発展構想を【君主の世】⇒【君民共主の世】⇒【総統のいる世】と定め、現状の清朝である「君主の世」（＝君主専制政体）から脱却し、「民為政」に移行することを「革命」と称していた。

ところが1901年6月7日の「立憲法議」の中で政体発展構想を【君主専制政体】⇒【君主立憲政体】⇒【民主立憲政体】と改め、「論君政民政相嬗之理」の頃よりもより具体的政体構想を提示した。そして「君主立憲政体」が最良であるとしたことから、1901年6月の段階で梁啓超が唱えた「革命」とは、君主専制政体から君主立憲政体に移行することを指した。さらに梁啓超は君主専制政体については打倒すべきものとして特に否定し、また1902年5月の「論自由」の中で民衆が参政権を獲得すべきであることを説き、目標とする君主立憲政体を実現するための具体的政策まで提示していることから、1902年5月までの梁啓超は急進的に君主立憲政体の実現を目指していた。

しかし、1902年10月の「新中国未来記」の頃になると、これまで「陋習」としてきた清朝専制政体を「必要悪」として一定容認するようになった。さらに梁啓超は「釋革」「論私徳」を著し、暴力を伴う「革命」（＝暴動）は一切否定する考えへと完全に移行したのであった。

ただ、上述のようにはいうものの、梁啓超は現状の清朝専制政体に満足していたわけではなく、あくまでも目指していた政体は君主立憲政体であったことは一貫しており、

変化していない。しかし当時の情勢が、列強の中国侵入の危機が迫っているという緊迫したものであったため、梁啓超が重要と考えていたのは「秩序を統一」し、中国国内の混乱を避けることであった。そのためこれまでのように急進的に君主立憲政体を実現する方策ではなく、保護干渉政策によって秩序の保たれた平和的状态を維持し、その中において「人事淘汰」という漸進的なやり方で政体を徐々に立憲君主政体に移行させるというように政体移行の方法論を変化させたのであった。

以上のことから、梁啓超は1897年の時期、確かに「革命」を唱えていたが、そこには民族革命（清朝打倒）という内容は含まれておらず、彼はあくまでも光緒帝を中心とした君主立憲国家を目指すことを「革命」として主張したのであった。従って筆者は菊池氏が1897年頃の梁啓超は民族革命を唱えていたとされる説を受け入れることはできない。しかし、小野川氏が「変法派」は終始立憲国家の建設を目指していたとされる説について、1897年～1903年10月の時期の梁啓超の革命論は、その中核に常に光緒帝をおき、清王朝を持続させることには変化がなかった点では、同じ「変法派」の康有為と一致している。しかし、1900年頃、梁啓超は孫文宛の手紙でもわかるように、君主立憲国家を建設するために孫文派との提携を模索していたと考えられ、康有為には見られない行動もとっていたことは事実である<sup>27)</sup>。従って今後は同派である梁啓超と康有為の思想の比較検討を課題としたい。

(注)

<sup>1)</sup>堀川哲夫「民生主義をめぐる民報と新民叢報の論争(上)」『東洋史研究』33-1  
1974年、有田和夫『清末意識構造の研究』汲古書院(1984年) p146 など多くの研究者が梁啓超を変法派(改良派)と位置づけている。

<sup>2)</sup>『アジア歴史事典』(平凡社 1959年)「戊戌の変法」の項 小野川秀美氏執筆

<sup>3)</sup>菊池貴晴「唐才常の自立軍起義」(『歴史学研究』170号 1954年)

<sup>4)</sup>「論君政民政相嬗之理」(『時務報』第41冊 1897年10月6日)

本論文が底本としたのは李華興・呉嘉勳編『梁啓超選集』上海人民出版社 1984年所収のものである。和訳については西順蔵編『原典中国近代思想史一第二冊』1977年を参照させていただいた。

<sup>5)</sup>注4)に同じ。

<sup>6)</sup>注4)に同じ。

<sup>7)</sup>藤谷浩悦「戊戌政変前、梁啓超の変革論一「民権」「群」「大同」を中心に」『史境』/歴史人類学会 22号 (1991年)

<sup>8)</sup>「檀香山興中会」(馮自由『革命逸史』初集 中華書局 1981年 p15～)

<sup>9)</sup>注3)に同じ。

<sup>10)</sup>「檀香山興中会」(馮自由『革命逸史』初集 中華書局 1981年 p16～)

<sup>11)</sup>1900年4月28日「致孫逸仙書」(李華興・呉嘉勳編『梁啓超選集』上海人民出版社 1984年 に所収)

<sup>12)</sup>陳徳仁・安井三吉『孫文と神戸』

- 13) 1901年6月7日「立憲法議」『清議報』第81冊（『梁啓超選集』李華興・吳嘉勳編 上海人民出版社 1984年 に所収）
- 14) 木原勝治「清末における梁啓超の近代国家論」（『立命館文学』418～421合冊号 三田村博士古稀記念東洋史論叢 1980年）
- 15) 「新中国未来記」は1902年10月、梁啓超を中心に横浜で創刊された『新小説』という文学雑誌に発表された小説である。尚、本文で引用した原文は、丁文江撰『梁任公先生年譜長編初稿』上冊P164 12～所収のものである。また、西順蔵、島田虔次編『清末民国初政治評論集』（平凡社 1971年）には和訳が掲載されているので参照されるとよい。
- 16) 「新中国未来記」『新小説』第2号p45（丁文江撰『梁任公先生年譜長編初稿』上冊P164 12～ 所収）
- 17) 注16) と同書。（丁文江撰『梁任公先生年譜長編初稿』上冊p164 16～ 所収）
- 18) 注16) と同書。（丁文江撰『梁任公先生年譜長編初稿』上冊p164 18～ 所収）
- 19) 注16) と同書。（丁文江撰『梁任公先生年譜長編初稿』上冊p164 113～ 所収）
- 20) 1902年12月14日「釋革」（『新民叢報』22号 p1 11～）
- 21) 注20) と同書。（『新民叢報』22号p2 14～）
- 22) 注20) と同書。（『新民叢報』22号p2 110～）
- 23) 注20) と同書。（『新民叢報』22号p3 113～）
- 24) 注20) と同書。（『新民叢報』22号p3 14～）
- 25) 1903年10月4日、11月2日「論私徳」『新民叢報』38・39号合刊、40・41号合刊（李華興・吳嘉勳編『梁啓超選集』上海人民出版社 1984年に所収）
- 26) 佐藤震二「清朝末期における梁啓超の政治思想—その形成過程を中心として—」（『アカデミア』3号 1952年）
- 27) 康有為は孫文派革命党人を「大逆不同」とみなし、孫文派の人々との往来を拒絶しただけでなく、光緒帝中心の立憲国家建設を目指したため、社会変革の原動力として民衆の力を一切考慮しなかったとされる。